

共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会 規約

(目的)

第1条 本委員会は、共同住宅に係る界壁、外壁及び天井が法定仕様に適合しない仕様となっている事案の発生を踏まえ、専門的見地から、事案に係る原因究明結果の検証を行うとともに、再発防止策等について検討を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 本委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

2 本委員会は、原因究明結果の検証や再発防止策を検討するために必要があるときは、小委員会を設けることができる。

(委員等)

第3条 委員は、学識経験、関係地方公共団体又は建築士関係団体の者から、住宅局建築指導課長が委嘱する。

2 本委員会に、委員長を置く。委員長は、事務局の推薦により当該委員会に属する委員の確認によってこれを定める。

3 委員長は、本委員会を代表し、その会務を総理する。

(事務局)

第4条 本委員会の事務局は、国土交通省住宅局建築指導課及び株式会社アルテップに置く。

2 事務局は、委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(委員会の運営等)

第5条 本委員会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

3 本委員会は、委員長が必要があると認める場合は、秘密会とすることができる。

4 前項のとおり、秘密会とした場合には配付資料、議事要旨（以下「議事要旨等」という。）は、非公開として取り扱う。ただし、委員長が公開として取り扱うことが妥当と判断した議事要旨等をホームページその他の方法により一部公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この規約は、平成31年2月20日から施行する。

共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会

委員名簿

委員長	秋山 哲一	東洋大学教授
副委員長	大森 文彦	東洋大学教授・弁護士
(委員)	犬塚 浩	京橋法律事務所弁護士
	後藤 伸一	ゴウ総合計画株式会社((公社)日本建築士会連合会)
	清家 剛	東京大学大学院教授
	宝田 晃	千葉県建築指導課長
	知久 裕之	埼玉県都市整備部建築安全課長
	畠 宏好	横浜市建築局建築指導部長
	舟幡 健	パール総合設計事務所((一社)日本建築士事務所協会連合会)
	渡邊 太海	株式会社大宇根建築設計事務所 ((公社)日本建築家協会)
オブザーバー	十文字 剛	(公財)建築技術教育普及センター 講習部 次長